

24 陳情第 2 4 号

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>2 4 陳 情<br/>第 2 4 号</p>   | <p>「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の第8条の1を廃止して欲しいという陳情</p> |
| <p>付 託 委 員 会</p>             | <p>環境建設委員会</p>   |
| <p>受 理 及 び 付 託<br/>年 月 日</p> | <p>平成24年8月22日受理、平成24年9月20日付託</p>                           |
| <p>陳 情 者</p>                 | <p>新宿区住吉町_____<br/>代表 _____ ほか1名</p>                       |

( 要 旨 )

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の(路上喫煙の禁止等)第8条の1は現実を見ると受動喫煙の防止とはかけ離れていることは誰が見ても明らかであります。現実と乖離しているこの第8条の1を廃止して欲しいという陳情であります。

( 理 由 )

今の新宿区は、決まった喫煙所でしか煙草が吸えない状況が、逆に、決まった喫煙所の周辺が受動喫煙危険地帯となっていることに疑問が生じるはずです。現実を直視することなく進めている中山弘子区長の施策は明らかに間違っております。

(路上喫煙の禁止等)第8条の1は、現実にそぐわない条文になっております。